

生活習慣病管理料について

令和6年度の診療報酬改定により、生活習慣病にかかる診療報酬が変更となりました。

[高血圧症] [糖尿病] [脂質異常症] を主病として通院されている患者様は、令和6年6月～特定疾病療養管理料から **生活習慣病管理料** に算定が切り替わります。

患者様には、血圧や体重などの個々に応じた目標設定の他、食事・運動に関する指導、検査結果等を記載した【療養計画書】を患者様の同意のもと作成し、疾患管理を行ってまいります。患者様には【療養計画書】への署名を頂く必要がございます。ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

また、患者様の状態に応じ医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上長期投薬を行う場合がございます。